令和４年６月２２日

市内障害児通所支援事業所管理者　様

稲沢市市民福祉部福祉課長

　　　個別サポート加算（Ⅱ）の取扱いについて（通知）

　日頃は本市の障害福祉行政に多大なる御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標題の件につき、令和３年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合において、児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携を行うことへの加算として、個別サポート加算(Ⅱ)が創設されました。

この度、この加算の取扱いについて問い合わせがありましたので、下記のとおり稲沢市の対応をお知らせいたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　算定要件について

（１）対象

要保護児童対策地域協議会の検討ケース。

・保護者から、加算の趣旨、要保護児童の課題、課題に対する手厚い支援内容、市町村や連絡先機関等と支援状況等の情報共有を行うことについて、事前に同意と承認を得た上で、個別支援計画に記載してください。

・保護者から同意が得られない場合は、算定できません。

・連携先機関等が手厚く連携した支援の必要性まではないと考え、連携した支援の必要性を共有できない場合は、算定できません。

・算定要件は個人単位で判定します。

（２）期間

　　要保護児童対策地域協議会の検討ケースである間。

・関係機関と連携して支援を行う必要がある間が加算を算定する期間であることから、具体的に会議等の連携をした日だけでなく、連携を継続している期間を含みます。

　　　・加算の算定要件については、「個別サポート加算（Ⅱ）の取扱いについて」（令和3年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保健福祉部障害福祉課事務連絡）https://www.mhlw.go.jp/content/000763388.pdfを御確認ください。  
詳細な支援記録は、各事業所で保管してください。

（３）連携先機関等と連携して支援を行うことについて

　　・関係機関との情報共有は、年１回以上行うこととし、その記録を文書で保管してください。ここでいう文書とは、連携先機関等が作成したものや、事業所が作成し、連携先機関と共有するなど、事業所と連携先機関等の双方で共有する必要があり、単に事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書は対象となりません。

２　個別サポート加算（Ⅱ）を請求する場合について

個別支援計画の写し（算定要件が確認できる内容を明記）と保護者が加算について同意していることがわかる書類（任意様式）の写しを事前に提出してください。提出のあった翌月から加算の対象とします。

３　稲沢市への提出書類について

個別サポート加算（Ⅱ）を算定する月は、次の２点をサービス提供月の翌月１０日までに稲沢市市民福祉部福祉課障害福祉グループへ持参または郵送してください。連携の状況等を確認し請求が適切か審査します。

（１）個別支援計画の写し  
　　審査の都合上、初回の提出以降についても、毎回提出をお願いいたします。  
　（２）個別サポート加算（Ⅱ）算定記録表

　加算を算定する月ごとに作成してください。支援内容欄には、関係機関との連携状況を詳しく記載してください。

問合せ先　稲沢市市民福祉部福祉課障害福祉グループ

電　話：０５８７－３２－１２８１（ダイヤルイン）

ＦＡＸ：０５８７－３２－１２１９